

第二次行政改革大綱を策定

四つの柱で市民に身近な行政を目指します

最近、国会やマスコミなどで話題になることが多い「地方分権の推進」や「地方自治の充実」。暮らしに、より密着した行政を目指すという意味で、地方への期待が高まっています。市では、平成七年九月に行政改革大綱を策定し、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組んできました。

二十一世紀を目前に控えた現在、社会情勢が大きく変化しており、また地方行政も厳しい状況にあります。市では、地方の時代に対応した質の高い行政体制をつくるため、今回新たに「第二次行政改革大綱」を策定しました。

大綱の計画期間は、平成十一年度から平成十五年度までの五年間です。そして、この大綱に基づいて実施計画を作成し、進捗管理を行い、その結果を公表します。ここでは、「第二次行政改革大綱」の主な内容を紹介します。

① 市民参加と連携の推進

○ 広く市民の皆さんの意見を市政に反映させるためのシステム作りを進めます。

▽ 市政に対する市民の要望をインターネットの電子メールで受け付け

▽ 各種委員会・審議会委員への公募制の拡大と女性の積極的選任

▽ 国際交流・協力活動と地域の国際化の推進（国際交流活動への助成など）

②

時代に合った行政システムの確立

事務事業の見直し

○ 事業の効果や類似性を点検して、事務事業の廃止、縮小、統合などの見直しを行います。

▽ 出張所の事務事業の見直し（納税証明書の交付など）

○ 市民サービスの一層の向上を図るため、申請書類などへの押印の廃止と書類の簡素化をするとともに事務処理の迅速化に努めます。

○ 「最小のコストで最大の効果」を得るために、民間への委託が適当な業務については、公共性へ留意しながら委託を進めます。

▽ 市立総合病院業務の民間委託

▽ 白沢通園センターの民営化（社会福祉法人の開設）

広域化への展開

○ 行政全体の効率化のため、周辺市町村との広域的な連携を強め、事務事業の共同処理を行います。

▽ 施設の圏域化による運営の効率化

